

栃木県教育委員会における人権教育の取組

人権教育の推進について

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」（下記参照）に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」（H23～27）に沿うとともに、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（H15.4）、「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」（H23～27）などの趣旨を踏まえ、県内全ての学校、全ての地域において人権教育を推進しています。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年 4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

○人権教育の目的

全ての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とします。

○社会教育における人権教育の推進

生涯学習推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めます。

○人権教育推進の内容（詳細は、P6 栃木県における人権教育の内容を参照）

人権教育は、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」、さらにこれらを支えるものとして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」の三つの内容により構成されています。この「三つの内容」が相互に補完しあって、人権教育を成り立たせています。人権尊重の理念について理解するためには、これらの内容を効果的かつ適切に学習することが大切です。

○県教育委員会が推進している具体的な学習方法の例

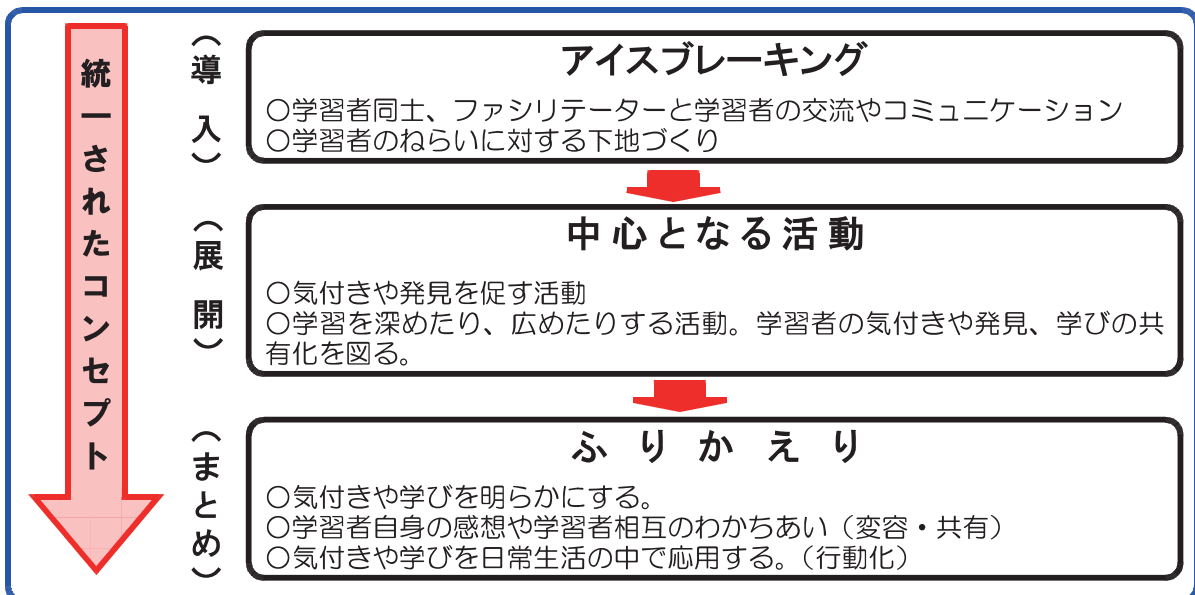
社会教育における人権教育の具体的な学習方法の例としては、以下の方法が挙げられます。人権教育を実施するにあたっては、それぞれの良さを生かしながら、計画的に行う必要があります。

《 参加体験型 》

・ワークショップ

県教育委員会が推進している学びの方法

参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、人権感覚や人権意識を高める参加体験型の手法を取り入れた学習方法です。ワークショップは、以下の3つの構成要素から成り立っています。



《 講義型 》

- ・「講演会」「シンポジウム」「対談」など
大勢の参加者に対して、多くの人権に関する知識や情報を提供できる学習方法。
- ・「啓発映画」「コンサート」など
大勢の参加者に対して、映像・歌・音楽・語りなどをとおして、人権尊重や人の優しさ、生きることのすばらしさなどを感性に訴えていく学習方法。



平成23年度
河内地区人権教育指導者一般研修

《 広報紙型 》

- ・「啓発冊子」など
学習者が時間の制限なく、いつでもどこでも人権に関する情報や知識などを学ぶことができる学習方法。

平成23年9月発行
人権の窓 〈高校1年学習資料〉
栃木県教育委員会事務局総務課
人権教育室



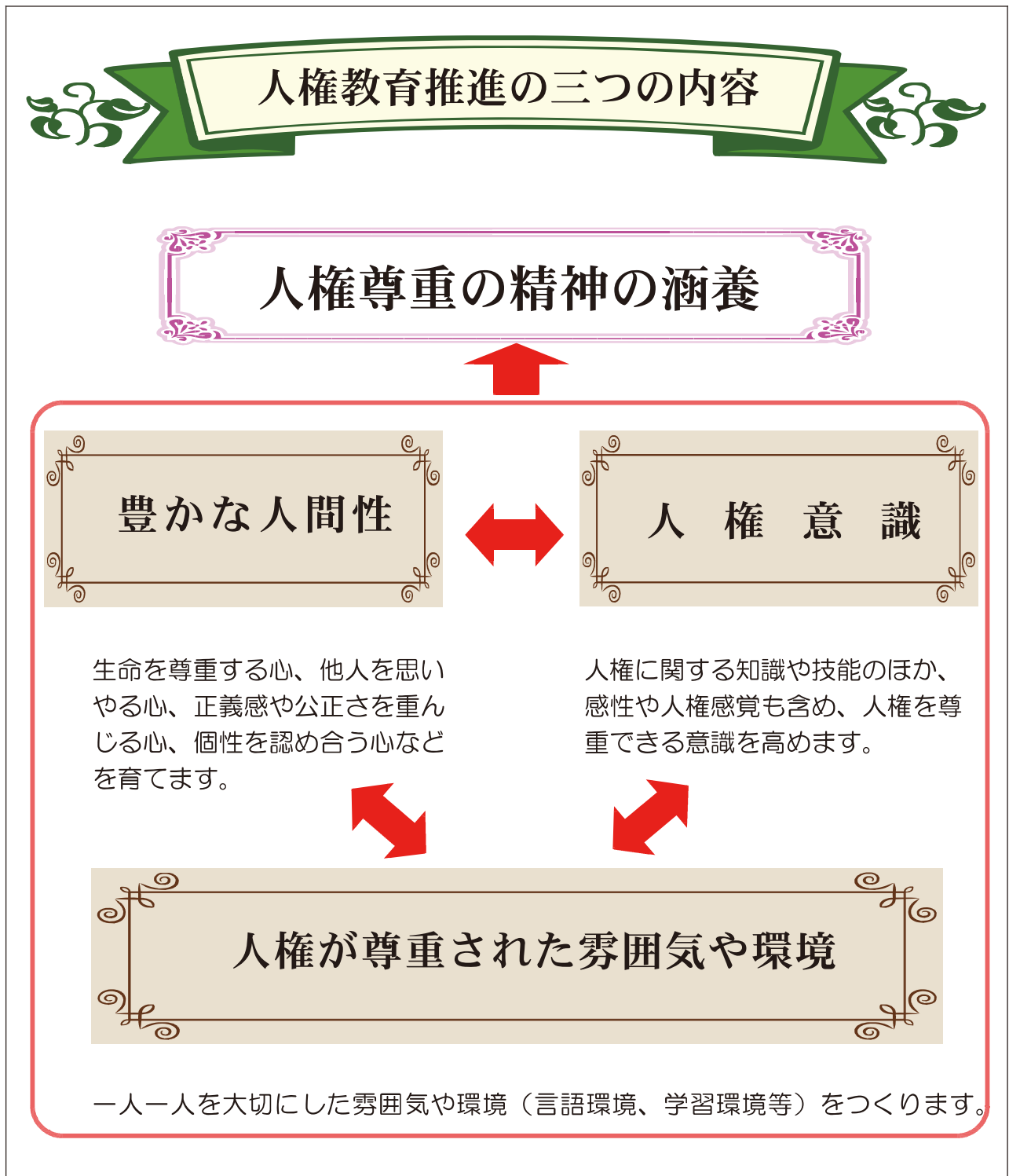
○より学習効果を高めるために

人権をテーマとした事業だけではなく、全ての事業に「三つの内容」を考慮した学習プログラムを意識して取り入れたり、運営したりする必要があります。

また、青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業など各種事業に人権教育の内容を盛り込むことで、より学習効果を高めることが可能となります。

栃木県教育委員会における人権教育の内容

人権教育推進の三つの内容を図解すると、下記ようになります。



豊かな人間性

- 事業全般をとおしたあらゆる場面で、担当者が「豊かな人間性を育てること」を意識しながら活動を展開することが大切です。

人権意識

- 人権意識を高めるためには、基本的人権などの人権一般や様々な人権問題についての学習をとおして、人権に関する知識や技能、態度を身に付けることが大切です。

★ 人権一般 ★

☆人権に関する基本的な知識や技能の習得

基本的人権（自由権、平等権、社会権など）、個人の尊重、人権の歴史など

★ 様々な人権問題 ★

- ☆女性
- ☆子ども
- ☆高齢者
- ☆障害者
- ☆同和問題
- ☆外国人
- ☆HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者
- ☆犯罪被害者とその家族
- ☆インターネットによる人権侵害
- ☆アイヌの人々
- ☆刑を終えて出所した人
- ☆性的指向にかかわる人権問題
- ☆ホームレス
- ☆性同一性障害者
- ☆北朝鮮当局による拉致問題等

参考：『栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）』栃木県(H23.3)

『人権について考える』栃木県(H19.4)

人権が尊重された雰囲気や環境

- 人権教育は、一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境の中で展開されることが大切です。この人権が尊重された雰囲気や環境づくりは、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めることの取組を支えるものとして、全ての事業全ての講座において取り組まなければなりません。